

女性活躍推進法、次世代法に基づく一般事業主行動計画の公表について

愛知県中央信用組合では、女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法に基づき、「一般事業主行動計画」を、次のように策定しておりますので公表いたします。

愛知県中央信用組合 行動計画

当組合は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）、次世代育成支援対策推進法（次世代法）の両法律に基づいた一体型として行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日から2027年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1

子育てと仕事の両立の推進を行うことで、男女の平均継続勤務年数の差異を5年以内とする。

<対策>

- ・ 就業規則に基づき、妊娠中や産前産後の制度を周知する。
- ・ 全職員に育児休業制度、短時間勤務制度を周知し、柔軟な働き方の実現に努める。
- ・ 育児のための時間短縮勤務制度の利用可能期間の延長を検討する。

目標2

男性の育児休業取得の定着化を図るとともに、男性が育児参加しやすい職場環境の醸成に取り組む。

<対策>

- ・ 配偶者が出産した男性職員へ育児休業の取得勧奨を実施する。